

令和３年第３回笠松町議会定例会会議録（第３号）

令和３年９月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	6 番	田 島 清 美
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	伊 藤 博 臣
福祉子ども課長	花 村 定 行
建 設 課 長	森 泰 人
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第3号）

令和3年9月16日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第54号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第56号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第57号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第58号議案 町道の路線認定について
- 日程第6 第59号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 第60号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 第61号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 第62号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 第63号議案 令和2年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第64号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第65号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第13 第66号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第67号議案 令和2年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第15 第68号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 第69号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書について
- 日程第17 第70号議案 こども庁の設置を求める意見書について

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（田島清美君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） おはようございます。

朝一番ですから、元気よくいきたいと思います。

議長にお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今日は2つ行います。1つ目は、まずトップアスリート育成に伴う環境づくりについて。

8月から9月にかけて、皆さんも御存じのとおり、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの金メダルとともに感動させていただきました。特にオリンピックでは、スケートボードでの13歳の西矢椋さんをはじめ、若い世代が多く活躍されていた気がしております。

また、岐阜県地元選手が出ている種目では、人一倍応援にも力が入りました。笠松町では、御存じのフクヒロペアのバドミントン女子ダブルスに注目し、期待もしておりましたが、けがの影響もあり非常に残念な結果となってしまいましたが、精いっぱい戦う姿には本当に感動させていただきました。今回は、コロナの影響もあったせいか、活躍した選手のインタビューでは感謝の気持ちを述べる選手が多かったような気がします。大会関係者の方、支えてくださった地元地域の皆さんに対してお礼を述べられている選手が多くおられました。

印象深かったのは、先ほどのスケートボードでメダルを取った方々のコメントで、日本ではスケートボードは危ないイメージが強く、スポーツとして認められていない。それよりスケボーをやっているだけであまりいい目で見られない傾向があると。なので練習場も非常に少なく苦勞したというコメントが多かったような気がします。事実、笠松町みなと公園でも大きく「スケートボード禁止」という看板が出ております。できるかどうかは別といたしまして、禁止ではなく、スケートボードパークを造るぐらい、将来の子供たちに向けて前向きな町であってほしいと強く希望いたします。

近くでは長森南中学に通うスケボー選手の岡本選手、今回のオリンピックでは惜しくも4位でしたが、世界ランキングで1位の選手です。この世界ランキング1位の選手、期待されておりましたが、彼女もまた愛知県あま市まで練習に通っているそうです。もし笠松町にスケートパークがあったら、通ってくれるかもしれませんね。

今回の質問はスケボーパークを造ってほしいという質問ではございません。現在、笠松町では、こども館を建設中です。子ども条例も作成されます。将来の子供たちを育てるまちであってほしい、そんな願いから世界で活躍するアスリートが多く育つ町であってほしいと願う中で、スケボーパークとは言いませんが、アスリートをサポートする環境づくりはできないでしょうか。

例えば笠松町には野球場が多くあります。これも大きなサポートだと思っております。今年の甲子園には、笠松町から3人もの選手が出場しました。来場規制がありましたので応援には行けませんでした。規制がなかったら笠松町から多くのバスが出ていたでしょう。

そこで、今回私が提案したいのは、スポーツの中でも馬関連のスポーツです。御存じのとおり笠松町には競馬場があり、厩舎もあります。以前、国体に出場された方とお会いして、当時のことをお聞きしました。高校時代厩舎に寝泊まりして馬と共に生活したこと。笠松町は第2のふるさとで私を育ててくれた町、感謝していると言われていました。

オリンピックにも、パラリンピックにも、そして国体にも馬術競技はあります。笠松町には既に馬を飼う施設はあり、そこで生活している方、また共存している地域、全て環境は整っていると思います。先ほどのスケボーと一緒に、全国には馬を育てる施設、共存できる施設を探しているアスリートがきっと多くいると思います。その国体に出られた方も、笠松町がその気なら有名な乗馬クラブを紹介するよと言っておられました。

今、競馬場は新たに一步を踏み出そうとしております。これからはスポーツとして地域と共存できる競馬場を目指してもらいたいし、笠松町から常に国体選手が出て、ひいてはオリンピック選手になって笠松町に感謝しますというインタビューを聞いてみたいと思います。

今回のオリンピックでは、フクヒロペアが笠松町施設を使ってくださったきっかけで応援する機会ができました。彼女たちが所属しているBluvicも立派なバドミントン場施設が造られましたので、今後、笠松町には来られるのも少なくなるかもしれませんが、何とかこのような選手が育って、また応援できる環境ができればうれしいなと思っております。

そこで質問です。競馬場を例に挙げましたが、将来のアスリートサポートに向けて、町長のお考えをお聞かせください。ぜひ10年後の将来に向けて前向きな答弁を期待しております。

2つ目の質問です。議場のWi-Fi化と議会オンライン配信について。

1年ほど前に同じ質問をいたしました。コロナ禍でリモートが当たり前になる日常において、いつ何どきここにいる誰かが感染するかも分かりません。また、濃厚接触者となり、議会が開催できないなんてことも考えられます。危機的状況にまでなっていると感じております。今回、小・中学校では非常事態下において授業をリモートで行いました。これもGIGAスクール構想に伴い、一人一人にタブレットを配布していただき環境が整っていたからこそ、すぐやることができたと思っております。

1年前、コロナがここまで蔓延し、ここまで被害が拡大するとは誰が想像できたでしょう。その中で、ワクチン接種予約をLINEで行ったり、それをスムーズに行えるよう職員の皆さんが講習会を行ったり、DXが進む中よりオンラインで物事が進むように笠松町としても努力されておられます。町長もまた松波理事長との対談をオンラインで配信したりと、この1年間で大きく意識も環境も整ってきたと思っております。

以前、私が議会オンライン配信に対し質問をしたとき、町長の答弁では、まず議員の皆様のスキルを上げ、デジタル化に取り組む姿を見せていただきたいたいとおっしゃられました。議長にもお願いし、今後、デジタル講習会を議員内で開催できるように進めております。決算書も頂きましたが、こんなに分厚い書類を印刷して全員に配布することも、環境問題に対してずれていっていると思っております。いずれはタブレット化し、データで管理できるような、そんなふうにしてほしいと思っております。

そこで、いま一度町長に質問いたします。議会オンライン配信ができるよう、環境を整えていただくことは可能でしょうか。と同時に、議場をWi-Fi化していただき、タブレット化に向けて一步踏み出すことを御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。1年後再度質問をすることのないように、御答弁よろしく願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 1番 間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） それでは、間宮議員さんの最初のトップアスリート育成に伴う環境づくりについての御質問にお答えしたいと思います。

現在、笠松町では、サッカー、バスケット、バドミントン、柔道、相撲について施設の提供を行うなどのアスリートの支援を行ってきております。こういった支援は、個人に対して行っているのではなく、サッカーであればF C岐阜や岐阜県サッカー協会、またバスケットであれば岐阜スーパース、バドミントンであれば丸杉Bluvic、柔道であれば松波総合病院柔道部、相撲であれば東海相撲クラブを通して各所属のアスリートを支援しております。また、この支援を通してアスリートと子供たちの触れ合うスポーツイベントも開催されるなど、少しずつではありますが、トップアスリートを育成する土台ができつつあると感じております。笠松町が支援を行おうとする場合、支援を求める人全てを支援対象にすることは大変困難であります。現在、支援を行っているように、ある程度の実績のある企業や団体を通じた支援が妥当であり、また効率的ではないかと考えております。

御質問では、例として馬術やスケートボードを挙げておられますが、まず認識していただきたいのは、競馬と馬術は似て非なるものであります。御承知のように、競馬は公営ギャンブルであり、またなりわいであり、純粋なスポーツとは呼べないと思います。特に笠松競馬場の厩

舎や施設内に競馬場関係者以外の人が入り出すことは、今、議員からも御質問がありました中でも述べられていましたように、現在、公正確保の観点からも非常に厳しい状況のため、現時点においては馬術のための競馬場の施設利用は大変厳しいのではないかと考えております。

次に、スケートボードについては、オリンピックを契機に認知度は高まっていますが、笠松町で活動している方に対しては、うるさい、危ないという苦情が多数寄せられ公園をスケートボード禁止とした経緯があり、まだまだ笠松町では理解されている状況ではなく、今後、町民の皆様の理解と協力が広がっていくことが前提となるところであります。

笠松町では会場等の提供といった支援が主になりますが、笠松町内に施設があっても、その管理者が国や県の場合もあるため、笠松町のみで支援することが難しい場合がございます。アスリートの種目やアスリートが置かれた環境に応じて状況は様々であり、笠松町が支援を行うかどうかの判断は、様々な条件や笠松町にとってどういったメリットがあるか、また笠松町が支援することによって競技力向上などが図られるかどうか、いわゆるウィン・ウィンの関係が構築できるかどうかを重点に考えていきたいと思っております。笠松町だけのメリットだけではなく、相手にとってもメリットがある、そういった関係が理想であり、その理想を目指していく、その上でどのような協力、支援ができるのかということケース・バイ・ケースで対応していきたいと考えているところであります。

続いて、議場のWi-Fi化と議会のオンライン配信についての御質問にお答えします。

議会オンライン配信については、昨年、第4回定例会において、まずは議員の皆さんがICTによる情報共有の体制づくりに努めていただき、予算を含めた事業効果を御協議いただきたいと答弁したところであり、現在も私の考えは変わっておりません。

オンライン配信ができる環境整備のほか、議場のWi-Fi化、タブレット化によるペーパーレスについても、非常に厳しい財政状況の中、現段階において多額の経費をかけて導入することに対して多くの町民の理解が得られるかどうか懸念されるところであり、これは議会全体に関わることでありますので、まずは議員の皆様全員のコンセンサスを得た上で町としても検討してまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございました。

まずトップアスリートの件について、もちろん、今、笠松町がいろんな団体と協力し、いろんなサポートをしていただいていること、されていること、私も存じ上げておりますし、すごいありがたいなと、いいなということは常に思っております。その中で、今回、馬術というのを上げましたのも、パラリンピックなんかでも少し見ておりましたが、選手たちが困っているなんていうコメントを出されていた中で、厩舎を使ってくれとか中に入るといふことも、今、

町長が答弁をなされたとおり、確かにできることではないなということは痛感いたしました。逆に馬を飼う環境、馬を育てる環境というのは笠松には既にあります。例えば違う環境に、違う地域に牧場を造るよとかいうことになる、まず地域の反対から始まるのは想定されます。よって、牧場を造るなんていうことは、ほかの地域では多分難しいことだなあと想定できるんですが、それにおいては笠松はある程度の厩舎があり、馬が育つ環境が整っていると感じていますので、厩舎の中に入れてくれということを申すことはしませんが、例えばその横で、今も円成寺厩舎のほうで少し空いているようなスペースがあるような気がする、例えば厩舎と分けるようなことができて、そこがどこかの団体が借りたいよというようなことを申された場合にはどうでしょう。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私、アスリートを通じた、いわゆるスポーツを通じたまちづくりというのは大きな理念の一つとして掲げております。その点は議員とは一緒の思いだと思いますが、ただ、昨日も伏屋議員さんの質問に答弁させていただいたように、こういった事業は行政がゼロベースからやるのではなく、ある程度民間のそういった人たちが土台をつくっていただいて、それを行政がバックアップしていくということが前提になると思います。もし、例えばそういった馬術をやる団体が競馬場のほうへ、厩舎の横の、今そういったスペースがあって借りたいという場合は、助言なり、またそういったお願いとかお話を聞いて協力できるところは協力していくという思いはありますので、またそれもケース・バイ・ケースによると思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

ケース・バイ・ケース、お互いがウィン・ウィンということであれば考えてもいいよと聞かえてまいりました。私も将来の子供たちのために、笠松町が元気になるために頑張っていきたいと思います。

2 つ目の質問の W i - F i 化に対してでございます。

以前、1 年前ですね、町長が御答弁いただいた言葉も覚えております。もちろん議員の中のコンセンサスをきちっと取る、知識を上げる、それが一番大事だと私も思っております。ですので、すぐにでもということより、まずそこが大事だということは認識しており、私の役目であると自負しております。

その中で最後に、今、多額の費用がかかると、経費がかかるということで、そういうところにはちょっと難しいという御答弁もあったのですが、1 つは私の考えているところに、私も実際そこに費用をかけるというのはもったいないと。もちろん、今の笠松町の財政も分かっておりますし、それは望んでおりません。その中で以前、W i - F i は購入しておりますよね。持

ち運びができるW i - F i というのを購入しているはずです。それを1つ、2つ、ここの議場に置けば、取りあえずW i - F i 化の環境は整うと私は思っております。

また、例えばこの議会のオンライン化、ユーチューブ等に配信するというのも、もちろん町長も御存じだと思いますが、費用はかからないはずですので、議会オンラインを配信するのに対しては、さほど環境を整えるというほどの費用は必要ないのではないかと私は思っております。

また、タブレット化に関しても、議員に全員にタブレットを配ってくれるということを申しとおるわけではございません。例えばタブレットが必要である議員であれば、それを自前で持ってきて、それをまた活用していくで全然問題ないと思っております。

そういう意味で、費用をかけるなんていうのは私も全然望んでおりませんが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 最初にも答弁させていただきましたように、まず議会のほうで、費用も含めてそういった研究をしていただいて、まず正式に議会の総意として言っていいただければ、我々もまた費用も含めていろいろ協議させていただきたいと思ひますし、正直申し上げまして、例えばデジタル化にしまして、全くのペーパーレスで皆さんやっていただけるかどうか、それも議会でまず皆さんの同意を得ていただきたいと思います。

あくまでもボールはそちら側に投げたつもりですので、まずはそちらのほうでどういうボールを出してくるか、しっかりと協議していただけた上でのお話になると思ひます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

それでは、私が何とか議員の皆さんに意見をまとめていただけるようにいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田島清美君） 次に参ります。

10 番 長野恒美議員。

○1 0 番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従ひ質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1 っ目は、小・中学校のトイレにトイレットペーパーがあるように生理用品の設置についてです。

私は6 月議会でもこの質問をいたしました、なぜこの問題が提起されてきていることになったのかの説明が十分皆さんに分かっていただけるようにできなかったと思ひましたので、繰返しますが、今日はよろしくお願ひします。

生理の貧困が言われるようになったのはコロナ禍になってからですが、これまでは女性だけの問題と私自身も思っていました。しかし、全ての人は女性から生まれますし、健康で安全に産むための大切な生理現象です。初潮は、早い方は小学校の４年生頃とお聞きしました。それから35年間から40年間、女性は生理と共に過ごします。この間の生理用品の購入費用は60万円ぐらいになると言われます。生理用品が購入できないのは、生活全体が困窮している場合だけではなく、配偶者からのDV、保護者によるネグレクト、父子家庭で父親の理解が得られなかったり羞恥心から生理用品の購入が難しいケースなどが考えられます。

私たち女性は、コロナパンデミックの暮らしの中で女性としての大切な人権として生理について見直す機会をいただきました。6月議会では、教育長さんは、保健室に用意されており、養護教諭もおられるからと言われました。この配布方法についての生徒たちの声は、家庭のことを探られたくない、毎月だと言いくくなる、他の生徒がいると恥ずかしくて言えない、もらったら返しに行く惨めさがあるとありました。トイレで自分が使いたいときに使えることが一番ではないでしょうか。SDGsの目標5に掲げられているジェンダー平等の一つとなると考えますが、予算を確保し、実施をお願いします。

今年4月14日付で文科省から、生理用品の提供場所を保健室のほかに設けたりするなど必要とする児童・生徒が安心して入手できるよう提供方法や配置場所などの工夫などを検討いただきたいとの事務連絡が発出されているとのことですが、どのように受け止められたのでしょうか。そして、笠松町の小・中学校の女性トイレ、教職員のトイレについて検討しなければならないと思います。設備上の問題があるのでしょうか、その点もお尋ねします。町長と教育長さんをお願いいたします。

次に2つ目は、これも昨年の3月議会で質問をさせていただきました。町長の答弁は、当町の地域課題として、地域との関わりの希薄化、地域活動への参加の固定化、高齢化などがあり、「共に生き支え合い認め合う「みんなでつくる自分らしく輝ける福祉のまち」という基本理念の下に第3期笠松町福祉計画、第2期笠松町地域福祉活動計画を策定され、社会福祉協議会と共に、高齢者の地域活動への参加促進、サロン活動の促進・充実、高齢者等の見守り活動の推進など、限られた財源の中で事業展開を進めていきたいと考えている。だから、当面は誰もが体の老化について避けられないことであり、聴覚や視覚などの老化により地域社会から遠ざかることがあり得ることは認識しているが、町独自の補聴器購入助成は考えていない。今後も国へ要望も含め、国・県や近隣市町の動向も注視するという答弁をいただきました。

私も、この町長の言われる高齢者のための社会について、高齢者の皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますし、また私たちも県や国へ補聴器購入助成の要望を続けていますが、聴力の低下が進み、話しづらくなって友達の輪から離れていかれる様子はとても寂しいです。家族の中でもコミュニケーションが取りにくくなります。県や国に助成制度を要望しながらも、

町としてせめて2分の1ぐらいの助成で老後を楽しく過ごせるための施策としてお願いしたい
と思い、引き続きお願いをしたいと思って質問しましたので、よろしくお願いいたします。

次に3つ目の質問ですが、デマンドタクシーについてです。

7月20日、デマンド交通「チョイコラカラタン」実証実験について説明を受けました。その
目的は、町民バス路線では網羅できない交通空白地帯の解消及びニーズの高い病院、食料品ス
ーパー等への乗り入れに対応できる公共交通の共存を目的として、今年の10月1日から来年の
2月28日まで笠松町全域に40か所の停留所を設け、対象者は町民で、水・木曜日が運休し、午
前8時半から午後5時半までの時間帯でデマンドタクシー事業を行おうとされています。町内
1乗車大人250円、小学生以下100円と説明されました。この計画が現在どこまで進んでいる
か、お尋ねします。

そして、私は神戸町のように戸口から戸口への制度になることが、これからの暮らしでは住
民に喜ばれ長続きし、高齢者のための施策になると考えますが、町長の見解をお尋ねします。

なお、10月1日から2月28日までの実行の結果、その後についてはどのように考えていらっ
しゃるのか、それも追加で質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 長野議員の1つ目の御質問、小・中学校のトイレに生理用品を設置す
ることに関わる御質問にお答えをいたします。

初めに、令和3年4月14日付事務連絡文書、内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居
場所づくり等に係る交付金の活用促進について通知の一部ですけれども、次のようにあります。
1つ目は、事業の実施者や関係部局等との連携に関わってということで、例えば学校において
当該NPO法人等が相談窓口の周知や必要な情報提供と併せて、保健室等で生理用品等の生活
必需品を提供する場合など、積極的に御協力いただきたいこと。その際、生理用品を必要とし
ていることを言い出しにくい児童・生徒にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所等を児
童・生徒へ周知するとともに、保健室等の手に取りやすい場所に設置したり提供場所を保健室
のほかに設けたりするなど、必要とする児童・生徒が安心して入手できるよう、提供方法や設
置場所等の工夫などの御検討いただきたい。これが1つ目です。

2つ目として、学校における相談体制に関わってということで、生理用品等を自身で用意で
きない児童・生徒への支援について、その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えて
いる生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応と併せて、適切な支援をお願いしたい
とあります。

6月議会で私は本質問に対して、今後も保健室での対応を続けていくことが望ましいと考
えておりますと答弁いたしました。根本的な解決に向かう糸口が私はそこにあると考えているか

らでございます。保健室はどの児童・生徒にとっても安心・安全、相談しやすい場所となるよう努めております。訪れる児童・生徒に対して、体や心の成長に関して指導・支援ができる場であるとともに、困り感や悩みに対して話すきっかけが得られる場でもあります。児童・生徒の背景にある要因に着目することで理解を深めることができます。そして、必要に応じて福祉部局と連携をしながら家庭支援につなぐこともできると考えます。

子供・若者を取り巻く大きな問題の一つに、制度は違いますが、ヤングケアラーがございいます。学校においても、該当する児童・生徒を把握しようと努めているものの、具体的な姿となって現れにくい状況があり、把握しにくい現実があります。養護教諭と児童・生徒は学級担任とはまた違った関わりがあり、ある意味、児童・生徒の本音を聞き出しやすい立場にもあります。そうしたことから、保健室に常備することには大きな意義があると考えております。

一方で、岐阜県ではこの8月から3月までの期間に、NPO法人ぎふNPOセンター及び協力団体に委託し、岐阜県女性のつながりサポート事業が行われています。コロナ禍の影響で生理用品の購入に困っている方が増えていることから、岐阜県では本事業の緊急的な支援として生理用品の配布を行うこととしています。もちろん、それだけではなく、生活や子育て、DV被害、友達付き合いや人間関係など不安を抱えている女性に対し、相談や訪問支援、誰もが気軽に訪れることができる居場所の提供も行うこととしています。本事業については、過日に小・中学校にも周知をしたところでございます。

こうした県の動向であるとか、あるいは児童・生徒の発達段階というものを踏まえてさらに利用しやすくするという点から、今後、女子トイレへの設置も進めてまいります。既に学校へはその旨の依頼をした段階でございます。

また、間接的にはなるでしょうが、その使用状況から児童・生徒の背景にある要因に気づける目を持ち、慎重を期しますが、家庭も含めた教育相談へつないでいくことも大切であると考えております。

3点目の御質問につきましては、性的少数者への配慮につきまして、笠松町の3小学校、1中学校の全てにおいて多目的トイレが設置されており、困り感を抱く児童・生徒の思いをくみ取りながら個別に対応しております。同時に、差別・偏見やいじめにつながらないように、さらに多様性を認め、相手を敬う心を育めるよう、人権に関わる指導を継続してまいります。

この3点目につきましては、また詳しく後ほど答弁を町長さんのほうからいただきます。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの御質問にお答えします。

まずは性的少数者への配慮についてでございますが、性的少数者とは、セクシャルマイノリティー、いわゆる同性愛、両性愛、自身の性別に違和感を持つトランスジェンダーなど、性の在り方が少数派であることを意味します。現在、小・中学校の児童・生徒のうち、特別な対応

を必要とする対象者は把握しておりませんが、中には本人の羞恥心により保護者や教員に打ち明けられない児童・生徒のために、令和元年度に下羽栗小学校、令和2年度に笠松中学校へ多目的トイレを1基設置し、男女問わず誰もが使用できるトイレの環境整備を実施したところであります。

また、笠松小学校と松枝小学校の体育館には以前より多目的トイレを設置しておりますが、松枝小学校の校舎内には設置されていません。したがって、今後、教職員も含め児童・生徒が安心できる空間づくりを重視するとともに、まずは学校全体として性の多様性を受け入れられるような教育の充実を図りたいと考えております。そして、最終的にはおのおのが気軽に選択できるようなトイレになるよう、引き続き児童・生徒に配慮した慎重な対応並びに当該設備の整備に向けて調査・研究してまいりたい所存であります。

引き続きまして、高齢者の補聴器購入費助成制度についてお答えいたします。

高齢者の補聴器購入費用の助成につきましては、令和2年第1回定例会において御質問いただきました際には、議員が言われるとおり、町独自の補聴器購入助成については考えていないが、国への要望も含め、国・県や近隣市町の動向を注視するとの答弁をさせていただいたところであります。

その後、国において、難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用と、その効果に関する研究が進められたり、県においても令和3年度の予算化に向けて各市町村に対し、令和2年9月、身体障害者手帳の交付対象とならない高齢者向け補聴器購入助成事業の実施に関する調査を実施されているところであります。さらに、今年5月は再度県より同様な意向調査があり、県内42市町村のうち2市町が制度あり、8市町村が検討中、2市町が令和4年度以降に検討、30市町村が検討なしとの調査結果でありました。当町につきましては、検討中で県と歩調を合わせて実施予定との回答をしたところであります。

このように、国や県においても高齢者向け補聴器購入助成についての動きがありますので、町としましても、町独自の助成ではなく、まずは県と歩調を合わせて実施していきたいと考えているところであります。

今後、高齢者の方々が自宅に引き籠もることなく社会参加できるような地域共生社会の構築を限られた財源の中で事業展開を進めていくためにも、引き続き県に対して高齢者向け補聴器購入費助成制度の創設について要望していきたいと考えております。

続きまして、デマンドタクシーについてのお尋ねでございますが、町では地域住民の身近な足となるよう、公共施設巡回町民バスを町内全域できめ細やかに運行しており、昨年にはこれまで要望の多かった松波総合病院前の乗り入れや朝夕の増発便を実施して拡充に努め、コロナ禍にあっても多くの方に地域の公共交通として必要とされているものと認識しております。

しかし、近年の住宅環境の変化や運転免許の自主返納をされる方の増加などにより公共交通

ニーズも多様化し、それらに応えるものとして、この10月よりデマンド交通の「チョイソコカラタン」実証実験を開始いたします。この実証実験の実施に当たっては、交通事業者や住民、利用者の代表、運輸に関わる行政機関、警察等で構成される地域公共交通会議を7月27日に開催し、笠松町全域での「チョイソコカラタン」事業展開について協議し合意を得て、運行者であります（株）日本タクシーと共に岐阜運輸支局へ道路運送法21条の申請をいたしました。この9月末には許可が下りる予定であり、その許可をもって計画どおり10月1日より運行を開始いたします。

町内の停留所設置については、既に施設管理者との協議を終えており、スーパーやコンビニ、病院などが12か所、役場や公民館、駅などの公共施設が15か所、地域の神社、ごみステーションが12か所、計39か所の停留所を確定し、9月中旬より各停留所に看板を設置してまいります。

また、9月上旬より住民説明会の開催を予定していましたが、緊急事態宣言に伴い開催を見合わせており、今後、感染状況が落ち着いた頃に改めて実施したいと考えています。実証実験は来年2月末までになっておりますので、この間に集積します利用人数や乗降する停留所、利用する曜日や時間帯などのデータを分析し、3月よりの正式運行に向けて、設置停留所の妥当性や新たな停留所の追加、運営手法の改善などを検討し、来年1月末に開催予定の地域公共交通会議にてその内容を諮り、正式運行に向けた法令手続を進めてまいります。

なお、戸口のタクシー送迎サービスの実現についてですが、当町では行政が担う公共交通として、公共施設巡回町民バス、生活交通路線バス維持費補助事業、そして、この「チョイソコカラタン」が追加され、多額の経費により、そのサービスを提供しています。当町の財政状況を鑑みますと、これ以上の導入は他の施策の取りやめにつながる可能性があるところであります。

また、町内には名鉄本線の主要駅である名鉄笠松駅、10月より新たに就航する路線バス、町内に事業者を有する複数のタクシー会社等、民間の公共交通サービスも充実している現状であります。各事業者はともにコロナの影響を大きく受けており、利用者は大幅に減少し、いまだ回復途中であり、厳しい経営状況が続いていると聞いております。地元業者を間接的に支援するという意味からも、行政による交通サービスはくれぐれも民業圧迫とならないよう、きめ細かな配慮も必要であります。住民の皆様には、民間交通サービスをより利用していただくことが地域公共交通の基盤を固めることにつながると考えておりますので、民間サービスを脅かす行政による戸口のタクシー送迎サービスの導入は検討をしておりません。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず小・中学校のトイレに設置をするということでは、やっていただけることになる。それ

はいつからになりますか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今、学校のほうへ依頼といいますか、調査といいますか、学校の実情を聞いて、そしてできるという回答をいただいていますので、できるだけ早く取りかかりたいと思っていますが、依頼はしている段階でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ということであると、来年の4月からというんじゃなくて、ただ生理用品はばかにならなくて、それなりの予算が必要なんですけど、そういうことも心得てのお話だと思っていいですか。

それじゃあ、その次を質問させてください。

多目的トイレが、あと松枝小学校の校舎の中に必要だと私は思いますけど、多分、勤労者体育館に多目的はあるということでしょうか。

それから、学校の中がないと言われたので、1つは松枝小学校にも造ってほしいと思いますが、あとの小学校はよかったですね。小学校も中学校もありますね。その点はどうでしょうか。考えていらっしゃいますか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員の御指摘のように今のところ校舎内にはありませんが、今後、そういった利用状況とか、こういった方が入学される、そういったものも見極めながら、またスペース的な問題もありますので、この辺りは学校や教育委員会としっかり協議しながら検討していきたいなと今の段階では思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 松枝小学校、一番生徒数も多いわけですし、それから初潮の関係でいきますと、4年生から上の子たちについては考えていかなきゃいかんということもありますので、できたら、スペースが要る話ですので簡単ではないですけども、松枝小学校には何とか工夫をしてやってほしいと思いますので、どうぞ、今年中にはとは言いませんけれども、願います。

それから、補聴器のほうへ入りたいと思いますけれども、補聴器につきましては県と歩調を合わせてと言われまして、県から聞いてきたときにお答えになるだけじゃなくて、こちらからも要望をして、ぜひ県と一緒にやりたいのというぐらいの要望を出して、今年のうちに来年度予算に向かって要望していただくということはできないでしょうか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

補聴器につきまして県への要望なんですけど、8月末ですね、県の当初予算に対する要望についてという通知がありまして、その中で笠松町として県のほうでこの補聴器の助成の事業を実施してほしいということの要望を出させていただいたところであります。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうもありがとうございます。実現に向かっていきたいと思います。

私たちも本来なら、8月20日頃に県要望で、県下の議員の要望をする機会をつくっていたんですけども、コロナの中で延期されたままになっていますので、なおさら言っていただけただけでもありがたいと思うし、きっと生かされていくといいと思って頑張りたいと思います。

次に、デマンドタクシーのほうなんですけど、町長さんの、神戸町のやり方は勉強していただいでしょうか。2年ぐらい前だったと思います。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 神戸町さんのほうは非常に参考になるんですが、こちらは端的に申し上げてバスはやっていませんし、「チョイソコカラタン」のような、そういう乗り合いもありますし、多分、福祉関係のだと思いますので、うちとは事情がというか形態を違うんじゃないかなという印象を今受けております。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 「チョイソコカラタン」ができることは私も喜んでいるところですけども、もう一つあれなのは、同じ高齢者のためだけではないですね、この場合。今回のデマンドタクシーは全体に使わせていただけることになりますので一つその分は幅広いんですが、けれども私も78になりましたが、バス停まで行くということそのもの、それから戸口から戸口という形でのことが一つ大事な観点に。それは単純に高齢者だけでなく、どの人にとってもそのほうが使いやすいと私は思うんですが、それは考えられないんだろうか。

例えば買物に行きます。行きますけど、どこかで降ろされて、そこから自分で家に行く。その買物の荷物が大変なんですよ。そのためにタクシーが欲しかったりしておるわけですし、何とかバス停まで行けて乗れるなら、今の町民バスで結構助かっているわけですけど。長池は自転車屋さんの前に止まるんですね。その次の田代だと、さとう整形まで行きますので。それでお年寄りの方で長池で降りて、そこからトミダヤさんまで行かれるんだなあと思って見ておると、帰りの荷物、大変やろうな、ちょっと手伝ってあげなきゃなと思うようなことも時々私の利用する中でもありますけれど、できたら、どうせ同じ使うのなら、戸口まで迎えに来てもらって行きたいところへ行ける、そして降ろしてもらうのも、そこで降ろしてもらう、その

ほうが町民の皆さんに多く利用されていくのではないかと思いますし、一番思いに添うことのように思いますが、そういう考えはなかったでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに議員おっしゃるとおり、そういうふうに玄関から玄関までというふうで非常に喜ばれることは間違いないんですが、それを実現しますと多額な経費が要ります。この公共交通のために、先ほども答弁させていただきましたが、集中することによって、教育とか福祉の分は削られてしまうと。その優先順位からいったら、うちの町は山の中の、そういったところと比べれば非常に恵まれていると思いますし、またこれを実現することによって、タクシー業界や、そういった方々の生活と暮らしも守っていかなくちゃいけないと思います。コロナで打撃を受けているのが、飲食、宿泊、そしてタクシーをはじめとした交通業者なんです。我々もそういった人たちを守っていく義務があり、それは長野議員と一緒に気持ちだと思います。そういう生活と暮らしを守るためにも民業圧迫ということは絶対に避けていかなくちゃいけない。そうしないと、公平なまちづくり、社会が運営できないと思いますので、まずこの辺りをぜひとも理解していただいた上で、できる限りのことはやっていくつもりであります。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） このデマンドタクシーとして、笠松町のタクシーの会社を生かしていくというのはできていますよね。あと名鉄タクシーがちょっと違うかなと思うんですけど。だけど、やってみなきゃ分からないので、やってみながら、多くの人が喜んで使っていただけると同時に、町長の言われるように、そこだけじゃない、教育の分野からずっと全てがあるわけですので、また私も見詰めながら要望や皆さんの声は届けていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き一般質問をお願いいたします。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 議長さんから発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従って質問させていただきます。

ごみの質問に入る前に、今回の災害的なごみの搬出に当たりまして、長期間私有地をお貸しいただきました地主様、またごみの整理に当たられました町の職員の方々に心から感謝を申し

上げます。

今定例会におきまして、ごみの質問をするに当たり、各町内会で開催されるごみ説明会の質疑を聞いて一般質問する予定をしておりました。ところが、新型コロナウイルスのデルタ株の爆発的な感染拡大により、笠松町にも8月27日から9月12日までの緊急事態宣言が発出されました。それによりまして、私が参加を予定しておりました町内会主催の5か所の説明会が全て中止となりました。非常に残念であります。取りあえず延期となってはおりますが、今後開催されるかどうかは今のところ未定でございます。ぜひ説明会を開催していただきたいと思っております。

まず、ごみの有料化に伴います搬出方法を理解してもらうのも重要ですが、9月中に可燃ごみ用の指定のごみ袋を購入するという行動を起こしてもらうことが何よりも重要であります。そうしないと10月1日からの搬出ができないからであります。

それでは、質問に入ります。

笠松町のごみ収集の歴史について担当課にお尋ねをしましたところ、多分50年以上前のことなので、あまりはっきりした返答は返ってきませんでした。私の推測ではありますが、最初は笠松地域のみ週1回の無料収集ではなかったかと思われます。その後、笠松地域は週2回、松枝・下羽栗地区は週1回の収集がされたようであります。その後、全て週2回の収集となり、現在まで続いているわけであります。令和2年12月議会におきまして賛成多数でごみの有料化は可決され、令和3年10月から有料化を実施する運びとなりました。町指定のごみ袋が作成され、ごみの処理費を一部上乘せして、45リットル相当の袋10枚で500円、20リットル相当の袋20枚で600円、そして不燃ごみ用の袋45リットル相当5枚が1,000円と決まりました。あわせて、混ぜればごみ、分ければ資源の理念の下、緑のごみの回収場所を設けたり、資源ごみの回収所を中央公民館、松枝公民館、総合会館に新設し、しかも回収時間は毎日9時から17時と町民の利便性が大いに図られたところであります。広報「かさまつ」、家庭ごみハンドブック、資源とごみのカレンダー、チラシの回覧やチラシの全戸配布などほか、希望する町内会での説明会の協力など努力されてきたと思いますが、アパートなどへのPRが行き届いているか、疑問もあります。

また、ボランティア活動、例えば町内会一斉清掃、公園・墓地などの清掃に伴いますごみの免除を受ける場合は、7日前までに申請書を役場のほうに提出し、町内会で決められた場所に搬出をし、町から頂きました決定通知書を貼付すれば無料収集となるとのことであります。その場合におきまして、町指定の袋を使用する必要がないということでございます。

一方、ごみの有料化に伴います町民の負担はどうかといいますと、1世帯当たり45リットル可燃ごみを週2回、1年間約100枚を搬出したと仮定しますと、従来の無料回収では市販のごみ袋を使用するので年間約550円の負担であります。今回、それが有料化に伴いまして笠松町

指定のごみ袋の場合、袋製作費と処理費の一部を加えた10枚500円と計算いたしますと1世帯当たり5,000円となり、約9倍の負担となります。

また、各世帯に処理費を負担していただくので、町全体で年間どれぐらいの処理費が軽減されるかと申しますと、これは今年度入札実績の担当課にお伺いしましたところ、袋の原価は7円50銭でございます。ということは、あと42円50銭が処理費ということになります。これを世帯数、笠松2,500、松枝4,000、下羽栗2,500の合計9,000世帯で計算をしてみますと、笠松町全体で1年間で3,670万円、町の負担は減るということになります。

それでは、可燃ごみ、不燃ごみの搬出についてを質問いたします。

可燃ごみにつきましては、週2回の町内会で決められた場所への可燃ごみの収集袋を使用して搬出となります。資源ごみにつきましては、町が新設をされた回収所への搬出と、従来からの町内会の当番により月2回の搬出となります。また、不燃ごみは不燃ごみ収集袋を使用し、町内会で決められた場所への搬出をしますので、缶、瓶、金物、瓦礫など、袋に入れば全てオーケーということになっておりますので、不燃ごみを混ぜて搬出してもよいことから、資源ごみの区別、分別モラルの低下が懸念されるところであります。どのようなお考えでおられるか、お尋ねをいたします。

次に、粗大ごみ等の収集方法について質問をいたします。

粗大ごみは、不燃ごみ収集袋に入らないものを自己搬入と戸別収集のいずれかの方法となるわけであります。自己搬入は10キロごと200円、戸別収集は業者に来ていただくということでしますので10キロ400円となっております。ごみの有料化の当初説明では、電話予約とだけになっていたと思いますが、令和3年度に作成されましたチラシ、資源とごみのカレンダーや家庭ごみハンドブックでは完全予約制となっております。毎月第3日曜日から6日間、10時から15時の間で町民の都合のよいときに搬入すればよいものが、しかも予約するには電話予約でございますが、予定の1週間前、自分の持ち込みたい1週間前までに粗大ごみの受付センターに、しかも月曜日から金曜日の10時から14時の間に予約せよということになっております。どうして完全予約制にされたのか、お尋ねをいたします。

次に、ごみ袋の支給対象等についての質問をいたします。

今回のごみの有料化に伴いまして、常時紙おむつを使用している乳幼児、高齢者、障害者世帯に対し、笠松町乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業が9月1日から実施をされているところであります。

1として対象者でございますが、2歳未満のお子さんを養育している方についてでございますが、これは申請日の時点でお子さんの年齢によりまして1人1回支給されるものでございます。出生から6か月までの間に申請をされた方につきましては120枚、これは20リットル袋が120枚、2年間分ですが支給をされる。6か月に達した日の翌日から1歳に達するまでは90枚、

1歳に達した日の翌日から1歳6か月に達する日までは60枚、1歳6か月に達した日の翌日から2歳までは30枚というふうになっております。そのほか、笠松町おむつ購入費助成事業実施要綱に基づく助成を受けている方につきましては1年に1回60枚、それから笠松町障害者日常生活用具給付事業実施要綱に基づく紙おむつ、ストーマの給付を受けており在宅で生活されておる方につきましても年1回60枚が支給されると、非常に手厚い支援となっております。

特に2歳未満の養育されている方へのごみ袋の支給は、結論的には対象者1人に対しまして1週間に20リットル相当の袋が1枚支給されるということになります。町が必要以上に負担しているのではないかと思います。実際の可燃ごみの搬出をしてみると、現在でもおむつだけを区分して搬出している世帯はないと思われ、一般可燃ごみと区別するのではなく、45リットルの袋にされたらどうかなと思います。よって、支給する袋の枚数を減らしてでも、45リットルのほうが使い勝手がいいのではないかなと考えております。いかがでしょうか。

また、常時紙おむつを使用している乳幼児としているのに、どうして2歳未満なのか理解ができません。保育所でも2歳までにおむつが取れる子は少ないと思われ、多くの子が2歳以上でもおむつをしているのが現状であります。保育所の親御さんから、どうして2歳で区切られたのかということで不満や疑問が出ております。このような状況から、支給対象を3歳未満に拡大できないでしょうか。また、生活保護世帯や非課税世帯の負担増を考えると、ごみ袋の支給支援を考えてもよいのではないのでしょうか。

また、ごみの減量化推進補助事業制度では、ごみの減量の3切りの理念の下、使い切り、食べ切り、水切りでございますが、その理念の下、電気式生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、非電気式生ごみ処理機、ダンボールコンポストなど、水切り容器につきまして購入者に助成が行われているところであります。令和3年3月までは購入代金の90%が助成をされておりました。ところが、広報7月号では購入代金の70%となっております。どのような考え方で助成割合を下げられたのか、お尋ねをいたします。

以上、大きく3点についてお尋ねをいたします。

長年にわたり、ごみ収集の無料化によりまして笠松町の財政は大きな負担となってきた問題が1歩前進し、笠松町指定のごみ袋を作成し、一部町民に負担を求める形で一歩踏み出す町長さんの決断を実現する日が迫ってまいりました。この決断に賛成する者として、いま一度、細部ではございますが、配慮、見直しをお願いして1回目の質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○議長（田島清美君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんの御質問に対する答弁をさせていただく前に、改めて今回のごみの処理に対しまして、地域の方々に非常に御迷惑と御心配をおかけしていること、この

場をもってでもおわび申し上げたいと思います。

今日もこの時間も職員が一生懸命回収しておりますし、あした雨ですが、その日も決行しますし、何とかこの3連休中に職員、ボランティアになりますが、総出でごみの収集に当たっていきたいと思いますので、また地域の方々から問合せとか苦情がありましたら、またその辺りの事情を説明していただいて御理解していただくよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではまず、ごみの排出方法についてお答えします。

今回のごみ処理有料化は、排出量に応じた負担の公平、再生利用の推進を図り、循環型社会の構築に向けた施策の一つとして実施するものであります。そのため、瓶、缶、ペットボトルなどの再生可能で資源となるものを排出しやすい環境を整備するため、今年度より町内会資源集団回収に加え、公共施設での資源拠点回収を開始しました。また、今までは焼却処分していた剪定枝などは緑ごみとして分別回収し、再生利用を始めております。これらは、有料の指定ごみ袋を用いず、排出者が費用負担を伴わない形で排出できるため、ごみ袋に対する費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、分別のモラル低下はないものと考えております。

続きまして、粗大ごみの収集方法についてお答え申し上げます。

粗大ごみ収集の予約制につきましては、廃棄されるものがルール違反ごみではないのか、町内から排出されたものであるかどうか、事業活動から発生した、いわゆる事業系のごみではないかなどの確認をする必要がございます。

また、年末時などの排出者、排出量、ともに増加が見込まれる時期には一時的に混雑することが想定されます。準備をしております自己搬入施設の立地は利用頻度が少ない町有地を利用しており、面積も限られておりますので、搬入車両の集中による混雑回避の理由もあることから、搬入日時を指定させていただくことにより、スムーズに運営ができるものであると考えているところであります。

続きまして、ごみ袋の支給対象についてのお尋ねでございます。

乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業につきましては、今年10月からごみの有料化がスタートすることに伴い、紙おむつを日常的に使用する乳幼児、高齢者、障害のある方が見える世帯に対し、町の指定ごみ袋小20リットルを支給することにより経済的負担の軽減を図り、子育てや介護を行う世帯の生活支援に資することを目的としているところであります。この事業の対象者の考え方につきましては、ごみの有料化により町民の皆様には排出量に応じた費用負担をしていただくことになり、できるだけごみを減量するように努力されていることと思いますが、紙おむつを使用している方が見える世帯では、どうしても排出量がかさんでしまいます。このようなことから、常に紙おむつを使用しなければならない世帯を対象としたところであります。

議員御指摘の乳幼児の支給対象の年齢が2歳未満ということにつきましては、個人差がある

ものの、2歳前後からおむつが徐々に取り替わってくる状況であることや、岐阜県内で類似事業を行っている自治体を参考に2歳未満といたしました。

お尋ねの対象年齢の3歳未満への拡大につきましては、2歳から3歳未満のお子さんの中で、おむつをしている子、していない子がいるというように状況が異なり、公平性の観点から対象年齢の拡大は考えておりません。

また、生活保護世帯や非課税世帯についても、ごみの有料化の目的であるごみ排出量の抑制や費用負担の公平性確保などから、支給対象とすることは考えておりません。

続きまして、生ごみ処理減量化推進補助金の補助率引下げについてのお尋ねでございます。

昨年度、生ごみ減量化推進補助金の補助率引上げは、新型コロナウイルスの感染拡大により在宅生活が長くなり、家庭系ごみの増加が懸念されたことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電気式の処理機の例で申し上げますと、従前の補助率の3分の2であったものを90%まで引き上げ、単年度で実施させていただきました。広報紙等にも令和3年3月までの措置ということで掲載したこともあり、例年は数件の申請件数だったのが101件という結果でありました。そして、昨年度の財源利用が難しいことから、従前は補助率が3分の2であったものを、今年度より70%の補助率で助成をさせていただいております。

これらごみ処理有料化をはじめとする制度変更に対する考え方などの御答弁をさせていただきましたが、10月から新たな制度でスタートするわけでありますので、変更当初は町民の方々が疑問に感じることも、慣れないことが出てくるのは当然のことです。そこでお願いしたいのは、議員の皆様方が地域における様々な意見などを伺った場合は、その声を町までお伝えいただくことにより、今後の改善、変更等の参考とさせていただきたいと思っておりますので、そのような場合はぜひ御協力をお願いしたいと思いますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まずごみの搬出方法につきまして再質問させていただきます。

これは私の場合でございますが、自宅を出しておるもの、新聞、雑誌、牛乳パックは小学校へ持ち込んでおります。それから、アルミ缶につきましては社会福祉施設に持ち込んでおります。それから、ペットボトルは妻が買物に行くときスーパーに出しております。缶と瓶につきましては笠松町指定の集積所へ搬出をいたしております。こういうのが私の現状でございますけれども、現在のアパートの状況を見ますと、アパートごとに鉄のごみ箱が設置してあるところがございますが、ここの様子を見ますと、通常の買物袋に缶とか瓶が混同して捨てられております。これが、これから10月1日からごみの指定袋でないと回収をしないということに

なりますと、そういうものが残るという状態になりますので、私は個人的には賛成でございますけど、その後どうされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

アパートの住民の方からの排出についてでございます。町内会に加入されているアパートの住民の方もお見えになりますし、町内会に加入されていないアパートの住民の方もお見えになります。そのような関係で、10月1日からの制度が変更になるということで、チラシをまず各戸、笠松町内全世帯にポスティングをさせていただきました。また、アパートの管理会社さんにも、この制度が変わるということで制度説明をさせていただいたということで、そこからアパートに住んでいる住民の方にいろいろ制度変更を説明していただけるということで思っております。

また、今月末にも改めて、有料化になります、こういう制度ですというチラシをまた各戸配布、全世帯にポスティングをさせていただく予定でありますので、そういうことで対応していただけるものだと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

2点目も似たような問題でございますけれども、町指定のごみ袋につきましては、可燃ごみの45リットルと20リットル、それから不燃ごみ用の45リットルと、この3種類しか正直言ってないわけですが、あと特に不燃ごみ、現在のアパートのようなところですが、入るものは不燃ごみに入れる、あとは自己搬入か業者に来てもらおうということになるんですが、特にアパートの場合につきましては、不燃ごみということで、多分これは1年に1回か何かだと思いますけれども、燃えないもの全て、缶も瓶も一つのものに入れて出された場合、町としてはどうされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

冒頭町長が答弁させていただきましたが、瓶・缶につきましては無料であります資源のほうに出されるものだと思っておりますが、有料の指定袋に瓶・缶が入っていた場合でも、もちろん入っているものについては回収をさせていただく予定であります。例えば汚れた瓶ですとか割れた瓶というのは、もちろん不燃ごみということで、その袋に入れて出していただくことになりますけど、基本的にはきれいなごみは無料のほうに回っていくんだと思っております。もしその袋に入っていたとしても、収集をする予定でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。非常に苦しい答弁でございますが、結果的には、アパートの人というのは、町が指定されたごみのところに持っていかれない時間帯の勤務の方が非常に多い、7時、8時なんかいないかも分からないということです。可燃ごみか不燃ごみの袋ということで区別がしてあれば、不燃ごみのところに全部捨ててしまうというのが現状ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、ごみの搬出方法でございますが、今回のごみの有料化に伴ひまして、先ほど申しましたように新しい袋が新調されて、それに処理費を上乗せされるということでございますが、不燃ごみの持ち込み方、正しい搬出方法としまして、10月1日からは朝の7時から8時まで、町内会で決められた集積所に不燃ごみを持ち込むということになっておりますが、今後、高齢化が進むと思ひれますし、古紙など少量で持っていけるものは集積所でもいいと思ひんですけれども、高額な200円の袋に少しだけ持っていく人は多分いないと思ひんです。半分以上、20キロというふうにごの前回答がありました、20キロ近い不燃ごみを持っていかれるのに、わざわざ町内会の指定した指定所まで持っていかなくてもいいんじゃないかなと。どうせ週に2回出している可燃ごみのところに、当然名前を書いて出します、そこに出していけないのか。それが本来、有料の袋を作られた目的じゃないかなと思ひんですが、どうして町内会指定のところ、朝の7時から8時までに持っていけないといけないのか。ちょっと私は疑問に思ひますので、答弁をお願いします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

不燃ごみに関しましても業者のほうに委託をしております。業者のほうの費用面、または人員、車両体制等もいろいろ検討いたしまして、資源ごみの古紙の日に出させていただくということで決めさせていただいております。その古紙、ほかの業務もその業者がやっておりますので、その体制等々も検討した結果、資源ごみの古紙類の日には不燃ごみの指定袋を出させていただくということで決めさせていただいたところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。非常に業者寄りの回答でしたが、僕は住民は出しやすいということが一じゃないかなと。業者が回収するというのはその次であつて、今までのようにたくさん出されるといけないんですけれども、御存じのように、もうたくさん出てしまいました。ましてや資源ごみを不燃ごみとして分けて出そうという気がある人です、恐らくたくさんは出ないだろうと。年に20キロそういうものが出るということになりますと大変なことです、恐らく量としては少ない、1年に1回か2回出されるだけだろう

と思うんですが、トラックで回っていただけ、袋にきれいに入っている、そこへ載せるだけなので、そんなにそこへ持っていかなくても、町民のサービスを考えたら、今までの町内の可燃ごみを出すところで、トラックが回っていくということで、非常に便利じゃないかなと私は思いますので、検討いただきたいと思います。

続きまして、粗大ごみの収集方法についての再質問をさせていただきます。

質問でも触れましたが、粗大ごみは自己搬入か業者による戸別収集と、その二種類でございましたが、第3日曜日から6日間、10時から15時まで、それから自己搬入の場合は1週間前までに粗大ごみ受付センターで、これも10時から14時までに予約をすることとなっておりますが、電話予約だけなら私はいいと思うんですね、持ち込む場合。これから持ち込むという場合、今すいていますかという電話だけそこに確認をして、すいているよということであれば、そこへ持っていくとか。6日間もあるんですから、それならあしたにしようかなということはいいいと思うんですけれども、これも私のほうが聞いたところでは、業者さんが全て6日間貼り付かなきゃいけないというようなことも聞きましたので、そこら辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

また高橋議員のほうからは業者寄りだということで言われるかも知れませんが、実はこの粗大ごみの収集とか運搬業務というのは、町の委託業務として民間の業者に委託をしているところでございます。特に廃棄物という収集運搬の業務につきましては競争入札が適さない業務でございまして、入札により業者選定をする業務ではないということでございます。

このような条件の下に委託業者の人員とか車両、また複数のほかの業務も実施をしておりますので、その中で調整をして収集する日時、期間を決めさせていただいた、また電話予約の時間帯も設定をさせていただいたというところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 御答弁ありがとうございました。

そういうことで設定をされたのであれば、期間というものは行政サイドで確保された日数ですから、その中で選ぶのは町民なんですね。業者がいるかどうかとか関係ない。6日間セットしたということは、業者が貼り付いておるとというのが前提ですので、混んでいるかどうかというのは、それが受けられないということであれば、その設定そのものが間違っているんじゃないかと。例えば3日間にするとかというなら分かるんですが、6日間ですよと言っているんですから、その間は町民が自由に持ち込めるようにしていただけたらいいかなと思いますので、注文いたします。

最後でございますが、ごみ袋の支給対象についての質問をさせていただきます。

先ほど来、経済的負担の軽減とか費用負担の公平性とかということをごみ袋支給で言われました。通常の夫婦と子供2人ぐらい、紙おむつを常時している子供がいるところでも、45リットルの袋を2つ出すような世帯を私は見たことがないんですよ、実際に。20リットルの袋にどれぐらい子供のが入るのか分かりませんが、それでなおかつ20リットルの、私で言えば非常に使い勝手の悪い袋を支給されるのかということ。

それから、計算しますと1週間にそれが1枚になるんですけども、それほど手厚くしなきゃいけないのか。それこそ公平というより不公平じゃないかなと。例えば45リットルであれば、半年であれば10枚あれば十分だと私は思うんですけども、個人的には。これをしっかりと20リットルですが、半年ですと30枚負担をしておられるわけですね。そこら辺は経済負担の軽減とかいうようなことであれば、今回、生活保護世帯のほうが苦しくなるわけですね、負担が増えますので。そういうところに負担を軽減する意味で補助してあげたほうが、まだ理想的じゃないかなと思いますが、そこら辺の考え方についてお尋ねをします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えさせていただきます。

今回のおむつの常時使用している方への応援事業ということで、このごみ袋の支給のほうをさせていただくわけですが、あくまでも紙おむつ等を使うことによってごみの量が増えるという考え方が基ですので、ごみ袋が例えば20リットルとか45リットルだという大きさというよりも、紙おむつを使って多分出るのがそれぐらいの量だろうということを想定しまして20リットルの袋にさせていただきました。

45リットルで出されるか、20リットルで出されるかというのは、それぞれ家庭のごみの量にもよりますけれども、その辺は使われる方がいろいろ考えながら使っていただければいいと思っておりますので、あくまでもおむつの量として20リットルがいいのではないかとということでさせていただきました。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 私と考え方が違うと言ってしまうとそれまでですけども、実際、ごみの量は確かにおむつを使っておられる方は増えるんです。増えるんですけども、実態として、先ほど言いました夫婦に子供2人いるような世帯でも、45リットルを2つも出すような世帯は私は見たことがないと申し上げましたが、そこに入れば、例えば7割ぐらいでやっているのか、ぎゅうぎゅうに詰めてしっかり封をして、それを1個出しているのか分かりませんが、その程度なので、私は枚数的にも20リットルがどうしていいのかというのがよく分からないんですけども、そこら辺は今後検討いただければなということを申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田島清美君） これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 第54号議案から日程第17 第70号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第2、第54号議案から日程第17、第70号議案までの16議案を一括して議題といたします。

第54号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 56号議案なんですが、特定教育・保育施設として笠松町にあるのは4保育所と双葉幼稚園が該当するとお聞きしました。それから、特定地域型保育事業というのは、笠松町には該当するのではないということですが、この4保育所と双葉幼稚園について、保育の記録などを電子化することだとか、そういうことで発行していくことなどを保護者と一緒に問うて、そういう方法で基本的に行うということですが、何がどう改正されて変わるのか、もうちょっと具体的に教えていただけませんか。お願いします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の条例の改正につきましては、保育所において、例えば保育所の説明であったりとか、それから保育士さんたちがお子さんたちの記録をつけることであったりとか、そういうものについて書面で今実際やっていたらいいわけですが、それを電磁的な方法で実施することができるということを改めてここで明記されたと。今までも電磁的方法で実施していただくことは

別にいけなかったわけではなく、実際に実施しているところもあるかと思うんですが、それを改めてきちっとここに表記されたという改正でございます。

笠松町の4つの保育所、それから1つの幼稚園ですけれども、実際、電磁的方法でやっていらっしゃるのは、双葉幼稚園さんでしたら登園とかの管理、欠席の管理とか、そういうのを実際やっていらっしゃいますが、それとお子さんの記録も電磁的なものでやっていらっしゃいますが、それを親さんのほうにお知らせするときには紙媒体でやっていらっしゃるということで、電磁的なものでやり取りをするというところまでは至っておりません。

あと4つの保育所につきましては記録のほうもまだ紙でやっていらっしゃいまして、電磁的な方法ではやってみえませんが、登園管理等もやっておりません。

4つの園のうちの3つの園につきましては、今年度予算を取らせていただきましたが、園のほうでICT化に向けて実施していくということで補助を出させていただきます。それにつきましては、今、準備段階というか、来年度実施に向けて機器を購入されたりとか研修というか、そういうふうに進められております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） よく分かりました。そうすると、電子化されて、紙媒体じゃなく、父兄への保育の記録のようなもの、私たちは子供を育てるときには保育所から1日の日記のようなのを、こんなふうに、こんな御飯を食べましたよとかあったんですが、そういうこともこうした電子関係でやっていくというところまでじゃなく、取りあえず保育所の中の記録や仕事についてをとということか、両方ともやるということですか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

両方とも実施されると思いますが、一度になかなか進めることは難しいかと思うので、まずは段階的にやっていかれると思います。それで最終的には記録等もメールでのやり取りとか、そういうような形で実施されていくものだと思っております。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（田島清美君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第57号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 緑地公園のみが朝6時から午後6時という提案になっておりますけれど、この時期になりますと6時は暗いんですね。そういうことから、夏時間、冬時間というような形で、体育施設全部関係してくるような変え方にはならないんですか。緑地公園だけ、変えるついでなら夏時間と冬時間と分けたほうがいいような気がするんですか、どうお考えでしょうか。

○議長（田島清美君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

今回の笠松町体育施設の緑地公園テニスコートの利用につきましては、現状の利用状況に合わせた減免規定を適用させ、利用の公平性を保つため減免対象となる時間の午前6時30分から午後6時30分を、緑地公園テニスコートについては午前6時から午後6時に変更するものでございます。

それで、以前からこの緑地公園のテニスコートにつきましては、頻繁に利用するテニス協会や利用者から、現状の早朝6時から利用しており、30分遅くなると活動に支障が出る旨、利用時間について改善等の要望がありました。それで、うちのほうでも貸出状況等の調査を行いまして、このことを含め社会教育委員の会及び公民館運営審議会でも諮りまして協議させていただいて、その中で検討した結果、緑地公園のテニスコートについては今の使用時間の現状のまま午前6時から午後6時までということにいたしましたので、今回の所要の規定整備を行うものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 外での体育施設というのは、同じように冬時間と夏時間とに分けてもよさそうに思うんだけど、言われたところだけ変えられたような気がするんですけど、そんな検討はされませんでしたか。

○議長（田島清美君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

この使用料の見直しを図るときに、先ほど言いました社会教育委員の会及び公民館運営審議会、体育施設運営審議会等の中でいろんな使用時間につきましては、夏時間、冬時間、どのようにしたらいいかということを協議した結果、このような使用時間にさせていただきましたので、協議はさせていただきました。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり承認されました。

第58号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

第59号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 24ページ、歳入のほうなんですけれども、町債で土木債というのがありますが、480万円。緊急自然災害防止対策事業ということなんです、国のほうで70%の交付税算入をされるという話を聞いたんですけれども、この事業というのは、緊急自然災害なんですけど、こういったところが対象になるのか。今回は奈良津堤防の道路舗装でやるわけなん

ですけれども、こういったところが事業対象になるのかということと、それから今回480万円なんです、これは上限があるのか。極端に言えば1億円でも申請すれば許可いただけるのか、その代わり30%は自己負担ですから自分のところで持たないかんわけなんですけれども。その件と、それから今年度限りで国のほうが認めてくれたのか、来年度以降もこれは認めてくれるのかどうか、その3点についてまずお聞きしたいんですが。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 24ページの緊急自然災害防止対策事業のまずは対象となる事業ということでございますが、市町村道のうち特に緊急に実施する必要がある地域内の道路とするということで、自然災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するのを目的としたものというふうに国土交通省からの通知が参っておりまして、対象事業は道路、のり面、盛土などの対策、それから道路施設の予防保全のための対策、あるいは河川に関する道路構築物の流出防止の柵とか、そういったものがございます。

事業期間は、緊急対策ですので3年間の令和3年から令和7年度までの事業期間となっております。通知におきましては、最終的にどのぐらいの規模、金額は幾らまでがいいのかということまでは特別にこの通知では、その点については記載がありませんので、不明でございますが、特に金額的な定めはございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 今、これで分かりましたけれども、そうすると私が一般質問でやったように、笠松町国土強靱化の事業に絡めていきますと、今回の8月の大雨では道路冠水というのが円城寺のところはあったんですけれども、ほかではあまりなかったという話なんです、通常大雨が降ったときに、いろんなところで道路冠水しているわけですね。毎回するようなところは話を聞いておりますけれども、一般質問で言いましたように、今回はたまたま長良川のほうがあまり降らなくて増水していなかったことによって、そちらのほうに流れていったということで、幸いにして災害が少なかったということなんです、そういったことも含めれば、例えば、通常、道路冠水をするようなところについては側溝を改良すると。一般質問の中でも私は言いましたように、1時間50ミリの対応の側溝じゃなくて、75ミリまで対応できるような少し大きめの側溝に切り替えていくといったことも考えられるんじゃないかな。ましてや70%が交付税算入していただけるということであるならば、それを活用して笠松町国土強靱化の地域対策に向けていってもいいんじゃないかなということを思いますが、町長さん、これについての町長さんの考え方を示していただけませんか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員のおっしゃられたところのアンダーパスの件は、いろいろなほ

かの要素があるというふうにも聞いていますので、それは別に置いておきまして、こういうような補助というかメニューがありましたら、これからいろいろ使えるものは使っていきたいと思いますが、ただ一方で、いみじくも先ほど最初の質問で議員がおっしゃられたように、幾ら7割といっても3割は自己財源になりますので、そういった兼ね合いもありますので、そこら辺りは優先順位を決めながら慎重に判断していきたいなと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） それで部長の答弁でありましたように、3年あるわけですね、令和7年までということなんですけど。3年間でこの事業を有効活用しながら、やれるところはやっていきたいと私は思いますので、これは要望しておきますが、来年度以降、そういったことを検討していただきたいということで、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 24ページの歳出の門間倉庫改修工事請負費2,400万円。これって耐用年数は何年たっておるかということと、それからこの中にどのような道具が入っておるのか。2,400万円もかけて改修して、毎年とは言いませんが、少しずつ手を加えていきますと大変な金額になると思いますが、たまたま江川のところかな。細長い使い道のない土地があるんですが、そういうところへ、これだけのお金を毎年使うんだったら移転して新しい倉庫を造るとか、だから中に入っている道具次第でいろいろ考えることがあると思いますが、その辺のところの考えをお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、門間倉庫の工事請負費に関連してお答えをさせていただきます。

まず、こちらの倉庫につきましては、昭和46年に建築をされた建物になりまして、耐用年数はおおむね60年程度というようなことになっております。以前、南事務所として使用する際には補強工事等を施させていただいておりまして、今回、いろんな設計調査をする中でも、まだこのままでも当分の間は使用が可能というような判断をされているところで、今回、屋根の改修工事ということで2,400万円ほどの事業費を盛らせていただいたところでございます。

それで、中に保管させていただいているものにつきましては、選挙の資機材ですとか、あと公用の文書のほか、歴史未来館の館蔵品等も保管をさせていただいておりまして、今回、こういった工事を施工するに当たりまして、当然、要らないものといったらあれですけども、不要なものはこのタイミング、この機会に処分しながら改修を施して、より一層有効な利活用を図っていきたいというようなことで、今回、このような措置をさせていただいたというような

ものでございます。

江川の土地等につきましては、今現在はそのように活用できる土地というのは保有はいたしておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 8番 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

これから考える余地がいろいろあると思いますが、利用価値は、避難所とか、バスの停留所とか、そういういろんなことで使っていただいておりますが、これからは耐用年数なんかとも関係してきますので、考えていただきながら準備していただきたいと思います。ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 24ページの歳出のほうなんですけど、第2款 総務費、第1項 総務管理費の第1目の一般管理費で、松原登士弘様の偲ぶ会の予算が組まれているわけですけど、この当日の時間表を見ましたときに、献花を最後して解散ということで、おおむね30分ぐらいということですが、このまず偲ぶ会には大体どれぐらいの方の参加の計画になっているんでしょうか。そして、何でそう言うかといいますと、献花した、その後、14時30分から一般参列者献花となっていますが、引き続いてずっとやっていくには、ここに1時間も必要なのか。一般の方もたくさん参加してくださることも大事なことですけど、どんな案内のされ方等をされるのか、その2点をお願いしたいです。

それから、民生費から始まりまして返還金というのか幾つか出てきているんですけど、どういう事情でこうした返還金というのが出てくるのか、その点を説明していただきたいと思います。25ページの民生費の中に多いようですが、よろしくお願いします。

それから、28ページの消防費の中で防火水槽の工事ということで、門間と円城寺の2つの防火水槽がどのようになったのか、新しく造るわけじゃないと思いますが。今全体としては、防火水槽はコンクリートで一応水がためるようにしてあるところだと思うんですけど、何か所どこに、例えば下羽栗地区で何か所、それぞれの校区単位でもいいですが、あるのかお尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは私のほうからは、2点御質問を頂戴しましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、24ページの一般管理費の中で偲ぶ会の内容でございますが、先般、式典の概要という

ような形で、こんなようなスタイルでということで御案内をさせていただきました。時間等につきましては、極力密にならないように、そういったような状況には配慮しながら開催のほうをさせていただきたいと考えておりまして、以前はおおむね1時間程度というようなことを考えておりましたが、式典セレモニーについては30分ぐらいの時間をもって執り行いをさせていただいて、その後に献花、あと一般の皆さんにも御献花をいただいて閉じさせていただけたらと思っております。

案内先につきましては、幅広い分野で御活躍いただいた方でございますので、公職の方ですとか関係団体等を含めまして事前に御案内をさせていただこうと思っておりますのが、100強ぐらいの数になるかと思っております。それで、一般の方については広報「かさまつ」の10月号で偲ぶ会の開催の御案内をさせていただきまして、皆さんに献花等、望まれる方にはお越しいただければというふうな形での運営を今考えているところでございます。

続きまして、2つ目の消防費の関係で、防火水槽のお尋ねをいただきました。こちらのほうにつきましては、正常に機能するかということで、広域連合でありますとか、消防団で順次設備の点検作業をいただいているところでございます。そのような中、今年度、門間と円城寺の2か所の防火水槽におきまして、保水バルブ、要は水を補うバルブが故障していて、一旦使うと給水といいますか保水することが困難な状況にあるということで、2件そういった状況を承知いたしました。こちらのほうが、提案説明で副町長がお話しさせていただいたんですけど、33万円ほどは予算額で持っておるんですけれども、もう一か所出たということで、不足する額を今回予算措置させていただいたという内容のものでございます。

あと、町域に存在する防火水槽の数につきましては、現在139基でございます。御質問を頂戴しました地区別の数については、申し訳ございません、今手持ちを持っておりませんので、後ほど御報告させていただけたらと思います。以上でございます。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは私のほうからは、返還金についてお答えさせていただきます。

25ページ、26ページの民生費の中に返還金というものが第1目 社会福祉総務費、それから障害福祉費、それから福祉医療費、そして児童福祉費の中で児童措置費と、それから子育て支援推進費の中に返還金があるわけですが、こちらのほうは国や県からの負担金や補助金につきましては、令和2年度、まず国・県に申請をさせていただきます。その申請というのが見込みで申請をさせていただきまして、それに対して交付決定が来ます。それで、その交付決定を受けた後、その金額が歳入として入ってくるわけですが、1年間事業が終わりまして実績報告をさせていただきます。そうしますと、実績が結局、見込みで申請を出した額よりも少なかった場合に国・県へ返還をしなければいけませんので、その返還金が今ここに上げさせていただい

ているものになります。ですので、令和２年度の事業の精算分となります。以上です。

○議長（田島清美君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 申し訳ございません。手持ちの資料を持っておりましたので、御報告を申し上げます。

139基のうち、笠松地区が25基、松枝地区が51基、下羽栗地区が63基、計139基でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○１０番（長野恒美君） すみません、もう一つ忘れておりました。

衛生費の中で、がん患者さんの乳がんを中心のようですが、じゃないかウィッグのことは髪の話なので。この制度があるというのは、私、今回聞くまでは知らずにいたんですけど、これってどんなふうに住民の皆さんにはお知らせして使ってもらえるような手続になるのか、教えてください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

衛生費の第１目 保健衛生総務費の中の扶助費にあります、がん患者医療用補正具購入費助成金についてですが、もともとこちらのほうは、がんの患者さんで、どうしても脱毛、髪の毛が抜けてしまうという、薬の副作用で起こることがありまして、その方に対して医療用のかつらを購入された方の助成というものを今までやっておりました。そこに乳がんて乳房を切除された方が、人工乳房であつたりとか胸のパッドですね、それをつけるための下着とかというものに対しても助成をするというのが今回補正で上げさせていただいたものです。

こちらにつきましては、それぞれホームページや広報とかでも町から周知はさせていただくんですが、あと実際そういう患者さんたちが病院で、そういう手術をされた後に、病院のケースワーカーさんだったりとか、そういう方にも、こういうような情報は聞いていらっしゃると思いますので、町としても広報やホームページ等で周知をしていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○１０番（長野恒美君） お知らせと同時に、手続をしていくには、福祉健康センターへ本人が行ってお願いしたいということですね。

例えばウィッグについてはどれぐらい、そのものか、現物ではないですね。どんな補助になるのか、乳房も併せてお願いします。お医者さんとの関係で出てくるのかな。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

金額は、ウィッグにしても乳房のパッド等にしても様々だと思いますが、助成金としては２

万円までというふうにさせていただいております。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 29ページの教育費、社会教育費、社会教育総務費で不動産鑑定評価業務委託料105万2,000円。これは長年の羽栗中学校、この役場の中にも羽栗中学校を卒業された方が僕ぐらいしかいないのかなと思うんですが、大変長いこと羽栗中学校の跡地が笠松町の持分ということで、今回6,772平米、何か有効利用するか、またこの財源で何とか私の要望としては、我々が学生時代、小学校から中学校へ行くときにも地元の方が運動場の拡張に勤労奉仕でお手伝いしたというようなことを覚えているんですが、この鑑定評価業務委託料、この委託料を今現在、議会が済んで業者へ委託されて、大体今後の予定として、果たしてそれが岐南町さんとの交渉が正常に働けばいいんですが、またなかなかそうすると決まらん場合も出てくると思いますし、何とかこの財源が、これは要望として、またいろんなところに使っていただいても結構ですので、そんなふうで大体予定として不動産鑑定、2か月かかるのか3か月かかるのか分かりませんが、今年度ぐらいのことで大体決着つけて、その以降、どんなふうに考えていらっしゃるのか。

大変この羽栗中学校、今、下羽栗の子たちがサッカーとか野球に少しぐらい使っているかなと思うんですが、ほとんど使っていないような状態で、あと岐南町の老人クラブとかがグラウンドゴルフとか、またちょこっとした水槽がありまして、そこで憩いの場もつくってあるような状態ですけど、大変私としては寂しい気持ちでおるんですが、とにかく売却して岐南町さんが有効に使っていただければ、推し進めていただければ、私たちも反対するわけじゃないんですが、そこら辺のことを考えて、来年、再来年ぐらいに財源を有効に使っていただいて下羽栗地区の発展に寄与していただきたいと思っておりますので、今の考えとして大体これがいつ頃にどういうふうに進めるか、もう一度聞かせていただきたいと思いますので、町長さんか副町長さん、どちらでも結構です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今回のお話というのは、定期的に岐南町長さん、今の小島町長さんと、そして地元選出の田中県議と月1回、ここや岐南町で町長会の会長のところで定例会というのを開催して、その中でこちらからお願い、どうだというお話をしたところ、小島町長さんも非常に前向きに考えていただいて、できるだけ早く、来年度にはというようにお話もいただいております。

ただ今回、議会のほうが構成が変わったということで先行き不透明なんですけど、私の中では、そういった場で正式にお話というか回答いただいておりますし、何とかそのように進めていき

たいというふうには思っていますが、ただ、いかんせん最終的には向こうの議会のほうで、それが賛成していただかないと話は進みませんが、その前の前提として、こういった予算をつけて鑑定評価させていただくというような今の段階であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

こればかりは話がうまいこといか、鑑定して、それからの話ですが、下羽栗地区の方たちが、それをした場合にどのぐらいの反応があるか、僕らもはっきり分からんのですが、岐南町さんと一遍よく話し合っていて、向こうの議会もありますし、岐南町の6月の議会だよりを見ると、一般質問で今すぐでも買うような話が、そんな話が議会だよりに載っているもので、こっちはまだ何もそんな気持ちがないのに、ただちらっと聞いた話があるんですが。

そんなふうで、向こうは買う気があるのか、そこの答弁は見ておりませんが、何とかうまいこと、不調に終わったら仕方ないですが、そこら辺を前向きに考えていただいて、下羽栗地区の方が思い出がある羽栗中学校の跡地ですので、そこら辺もしっかり頭に置いていただいて、時間をかけて、何もそう慌ててやることじゃないですから、しっかり検討していただきたいと思っておりますので。議会もそのときには、また議員の皆さん方からいろいろ意見があると思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 25ページの総務費、企画費の企画総務費の中で、地域の名産品魅力発信事業補助金の中で、これは「G i F U T O」という地域雑誌、地域コミュニティー誌に載せてという話があって、その中で中広さんの雑誌だから、発行誌だからということだったんですけども、この事業と中広さんとの関わり合いについて、もう一度説明をお願いしたいと思っています。

それと26ページの民生費、児童福祉費、第2目のこども館費の中で、機械器具費の中でW i - F iを整備されるというふうにお聞きしたんですけど、このW i - F iというのは、地域振興公社の事業でも、事務処理に使ったり、事務事業に使ったり、例えばピョピョひろばとか、ああいうところでも使うために設置されるものなのか、単なるフリーW i - F iとして設置されるものなのか、どのような目的で設置されるものか、この2点だけお願いします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、25ページの第2款 総務費、第2項 企画費、第1目の企画総務費の中の地域名産品魅力発信事業補助金の中の「G i F U T O」、中広さん

との関わりということでございますが、こちらは補助金ということで、菓子工業組合さんのほうに町から補助金を出すということで、菓子工業組合さんと中広さんが、これを協議されたところでありますが、町といたしましても、令和2年7月30日に中広さんと連携協定を結んでおるという関係もございまして、菓子組合さんが中広さんにお問い合わせをしたということで、それに対する補助を町もさせていただくということでございます。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えさせていただきます。

民生費、児童福祉費のこども館費の中のWi-Fiのことにつきまして、こちらのほうは、こども館を利用される中学生とか高校生とかも今回利用されますので、その方たちがパソコンも使えるというようなことも想定しておりますので、館内で利用者さんが使えるようにということでWi-Fiを整えたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

中広さんの件はそうなんだということなんですけれども、例えば地域タウンコミュニティ誌は、ほかにも例えば「咲楽」であったり、「L I C O L O R」であったり、様々なものがあるんですけれども、今回は連携協定を結んでいる中広さんということなんですけれども、そうすると別のタウン誌に依頼しにくくなってしまうというか、そういうことというのはないんですかね。それは全く自由で構わないということなんでしょうか。

であるならば、いろんなところに打診をしたほうがいいかなあと思うんですが、いろんな雑誌、そういうタウン誌に、例えば私の関わっていることでいうと、木曽川風あげ祭りなんかだと複数のところに掲載をお願いして、どこを見て来ましたかと言うと、ここですと言われる多いところがあるんですけれども、そういったところで「G i F U T O」は中広さんだったということなんですけれども、中広さんを選ばれた理由というのはどのようなことだったんでしょうかということと、Wi-Fiは皆さんが使える一般、いわゆるフリーWi-Fiの部分で、例えば地域振興公社さんであったり、役場の事務事業として使うWi-Fiというのは設置されないんですか。それとも、それはそれで別途設置されるんですか。今後例えばそういうものというのは多分必要になってくるだろうと思うんですけれども、フリーWi-Fiを事務事業の中で使うというのはちょっと問題があるかなあと思うんですけれども、その辺のところというは全く必要ないとお考えなのかどうか、質問します。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

中広さんを選ばれたというのが、うちのほうからもそういういろんな情報誌がありますし、

中広さんとも連携協定はしていますよという話は菓子組合さんのほうにはさせていただいておりますが、最終的には菓子組合さんの判断で、こちらの中広さんを選ばれたということで、実際には新商品のPR広告になるわけですが、「G i F U T O」に特集を掲載したり、あとポスターとか、のぼり関係も併せてしていただくことを菓子組合さんが決められたということで、それを選ばれた場所が中広さんであったということになりますので、うちはそれに対する補助をさせていただくということでございます。

あと、その新商品につきましては、もちろんほかの報道機関でありますとか、いろんな機関には情報提供はさせていただく予定もしておりますので、併せて答弁させていただきます。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） W i - F i につきましては、今のところこちらの事務サイドのほうの事務事業につきましては有線を考えております。ですので、利用者さんのためのW i - F i ということを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 「G i F U T O」の件はよく分かりました。できるだけ効果的な広告を菓子組合さんがしていただけることをプッシュしていただけるとありがたいと思いますけれども、W i - F i の件なんですけれども、逆に元の回線、インターネットにつなぐ回線というのはどの程度の容量のものが入ってくるんでしょうか。どの回線が入ってくるかというふうに考えてもいいんですけれども、小さいところの回線だと、たくさんつながると速度が維持できないということがもちろん考えられますし、回線の容量についていえば、そういうことというのは、例えば大勢の人が同時に動画を見出すと、なかなか難しいという。現に例えば中央公民館などで、集会室などで5人ぐらいが同時にリモートの会議を練習しようとしてやると、なかなかうまくつながらないという状況が現実にあります。利用者の方が例えば学生さんもある、若いお母さん方も使うということになったときに、元の容量もそうですし、中のW i - F i の容量というのはどれぐらいの利用者を設定して、どれぐらいの人が同時につながられるようなことを考えておられるのかということですね。

それと、将来的に事務事業としてW i - F i は使わないという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私からは事務事業、今後のW i - F i を活用してということでございますが、実際には、将来的にはまだどうなるかは分かりませんが、現時点で国とか県からの指導により、無線というのは個人情報を行政的には扱っておりますので、その辺につきましてはセキュリティーの問題で難しいということで、今現在では一番有線が安全な状況だ

ということで、今のところはそれで進めているところでございます。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

W i - F i につきましては、あくまでも利用者の方のためということで、利用者の方の補完のサービスということで1ギガを想定しておりまして、大体20人ぐらいが、それでユーチューブとかになりますと、ちょっと難しいと思いますけど、インターネットの閲覧等をしていただくためというふうに考えております。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

第60号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

第61号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時23分

